

【山口県中山間地域振興条例】

平成18年7月11日山口県条例第51号
改正 令和3年7月13日山口県条例第38号

山口県の中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能のみならず、国土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場としての機能等の多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産となっている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子・高齢化の急速な進展等により、農林水産業等の経済活動が停滞するとともに、集落の機能が大幅に低下しており、危機的状況に置かれている。

また、近時における市町村の合併の進展に伴い、行政区域が広域化する等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような状況の中で、市町及び県民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来の県民の豊かな生活を確保することは、重要な課題である。

ここに、私たちは、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して中山間地域の振興に取り組むことを決意し、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、中山間地域の振興について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる区域をいう。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- 二 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された区域
- 三 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- 四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三条第一項及び第二項並びに同法第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める区域

（県の責務）

第三条 県は、中山間地域の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町との連携）

第四条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

（国への提言）

第五条 県は、国に対し、中山間地域の振興に関する政策の提言を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、中山間地域の有する多面にわたる機能について理解を深めるとともに、県が実施する中山間地域の振興に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第七条 中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。
- 二 中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- 三 定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- 四 集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- 五 農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- 六 中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

(基本計画)

第八条 知事は、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中山間地域の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき中山間地域の振興に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映できるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町及び県民等に対する支援)

第九条 県は、市町が実施する中山間地域の振興に関する施策及び県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十条 県は、国、市町及び県民等と連携しつつ、中山間地域の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、県議会に、中山間地域の状況及び中山間地域の振興に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年条例第三八号）

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。